

株式会社アラ井は、埼玉県産木材を積極的に活用した製材品を供給することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や地域の林業・木材産業の活性化等に貢献していくため、埼玉県と協定を締結しました。

埼玉県産木材活用に関する木材利用促進協定

➤ (株)アラ井による木材の利用に関する構想

(株)アラ井が設置する木材処理加工施設の整備にあたり、埼玉県産木材を積極的に活用した製材品を供給することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や地域の林業・木材産業の活性化等に貢献していく。

➤ (株)アラ井の構想の達成に向けた取組の内容

- ・令和11年度までに埼玉県産の原木の利用量を年間2,275m³に増加すること(現状の1.3倍に相当)を目標とする。
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第8条に規定する木材関連事業者の登録を受け、合法性が確認された木材製品の供給に努める。
- ・供給先のニーズに対応した品質の確かな県産木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供に努める。
- ・木材利用の意義やメリットについて、積極的に情報発信する。

➤ 構想の達成のための埼玉県による支援

- ・(株)アラ井が行う品質を確保した県産木材を安定的に供給できる体制の整備に努める。
- ・技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行う。
- ・意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。
- ・本協定に基づく取組を優良事例として積極的に広報する。

協定締結日：令和6年4月8日

有効期間：協定締結日から令和11年3月末

対象区域：埼玉県内